

平成29年1月

お客さまへ

株式会社大東銀行

## 大東の証券取引約款・規定集の改訂のお知らせ

### 記

当行では、平成29年2月1日以降、新規定によりお取扱いさせていただきます。  
なお、改訂後の新規定は、改訂前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

#### 1. 対象となる規定

〈だいとう〉積立型投資信託取扱規定 (第3条～第5条)

#### 2. 改訂内容

改訂前	改訂後
第1条～第2条 (現行通り)  (申込方法) 第3条 (現行通り)  2 (現行通り)     (申込内容の変更) 第4条 (現行通り)  2 変更の開始は、変更の申込日が1日から20日の場合は申込月の翌月より、21日から月末日の場合は翌々月よりとします。   (払込方法) 第5条 (現行通り) 2 本サービスにおける払込みの開始は、申込日が1日から20日の場合は申込月の翌月より、21日から月末日の場合は申込月の翌々月よりとします。  第6条～第12条 (現行通り)	第1条～第2条 (現行通り)  (申込方法) 第3条 (現行通り)  2 (現行通り)  (新設) <u>3 毎月の口座引落日から起算して5営業日前までに本サービスをお申込みされた場合には、その月からサービスを開始するものとし、それ以降にお申込みをされた場合には、翌月より本サービスを開始するものとします。</u>  (申込内容の変更) 第4条 (現行通り)  2 変更の開始は、 <u>毎月の口座引落日から起算して5営業日前までにお申込みをされた場合には、その月から変更させていただきます。それ以降にお申込みをされた場合には、翌月から変更させていただきます。</u>   (払込方法) 第5条 (現行通り) <u>2 (削除)</u>  <u>削除に伴い、以下項番号の繰り上げ</u>  第6条～第12条 (現行通り)

以上

平成28年1月1日改正

以上

平成29年2月1日改正

以上

《ご照会先》 お取引店へお問い合わせください。